

藤枝市特定区域設定計画書

1. 特定区域の区域

(1) 区域

藤枝市全域

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

本市は、静岡県のおぼ中央に位置し、温暖な気候などに恵まれていることから、南部地域では大井川の扇状地として肥沃な志太平野が広がり、多品目栽培が行われている。また、古くから茶の集散地として栄え、茶を基幹産業とした農業の振興を展開している。

こうした中、本市では、国の環境保全型農業直接支払交付金の対象となる有機農業を強力に推進しており、現在、法人経営体が6社、個人経営体が15者の合計21経営体が有機農業に取り組んでいる。栽培品目は、茶と水稲が主なもので、栽培面積ベースでは茶が48.25ha(79.8%)、水稲が11.44ha(19%)、続いて野菜が0.82ha(1.2%)等となっている。

そのような中、本市は令和5年2月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農業の生産から消費まで一貫したサイクルの確立に向け、農業者や事業者、地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを推進している。

令和5年度は市内全小中学校や幼児教育・保育施設への有機食材の提供を行うとともに、環境に配慮した持続可能な有機農業の特性である「地球温暖化防止効果」や「生物多様性への貢献」などを伝え、児童・生徒への食育を推進した。また、その取り組みを広報誌等で広く周知することで、市民全体に有機農業や有機農産物の理解促進を図っている。

有機農業の推進における課題は、有機栽培農地の団地化をはじめ、生産者の取組面積の拡大や新たな生産者の確保であり、新規就農者の獲得並びに耕作放棄地から有機栽培へ転換を図るなど、規模拡大に向け強力に推進する必要がある。

さらには、有機農産物が消費者から高く評価され「選ばれる食材」となるよう、消費に対する方策を検討する必要がある。

そこで、本市全域を特定区域と設定することで、各地域の実情に即した取り組みを推進し、有機栽培へ転換しやすい環境を整備することで、有機農業の規模拡大を図っていく。

2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

(1) 活動類型

有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

有機農産物の海外輸出の推進

有機 J A S 認証取得経費や残留農薬検査に係る経費の一部、有機圃場転換農園への支援を行うことで、海外輸出を推進する。

有機圃場団地化の推進

既存の生産者や新たな生産者が取り組みやすくなるよう、地域計画の策定と連携し、有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングの検討や有機栽培農地の団地化に向けた地域との話し合いを継続していく。また、国、県、J A、生産者などと連携しながら基盤整備事業の推進や、乗用型茶園管理機などの導入を支援することで、高品質で効率的な生産体制を整えていく。

有機米生産拡大の推進

新規就農者の確保や有機栽培への転換を推進するために発足した「有機稲作研究会」で、有機米生産拡大に向けた栽培方法等を検討する。

スマート農業機器導入への支援

スマート農業機器の導入を促進・支援することで、農業生産における省力化、生産性の向上、新たな生産者の確保を図る。

有機堆肥の開発

堆肥の地域内利用を促進するため、官民連携し、有機質肥料の開発や使用方法など検討していく。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

加工品やメニューの開発

市内の飲食店などと連携し、有機農産物を活用した新たな加工品やメニューの開発を行うことで、有機農産物の P R 及びブランドの確立を目指す。

学校給食への有機食材の提供

学校給食への有機食材の提供を通じ、児童・生徒、保護者を対象に有機農業が持つ特性や環境へもたらす効果をはじめ、豊かな生態系を守る循環型社会など、環境への学びや食育を推進する。

消費 P R 活動

有機農産物に対する市民の意識や行動の変化を促すため、環境に配慮した自然豊かなまちづくりに向けた取り組みを推進するとともに、市内イベントやオーガニックマ

ーケットなどと連携し、有機農産物のPRや消費拡大を図る。

藤枝市位置図

